

瀬戸市予算及び決算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第2号

瀬戸市予算及び決算規則の一部を改正する規則

瀬戸市予算及び決算規則（昭和40年瀬戸市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第31条関係）					別表第1（第31条関係）				
区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考	区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考
<省略>					<省略>				
恩給及び退職年金	<省略>	<省略>	<省略>		恩給及び退職年金	<省略>	<省略>	<省略>	
					賃金	<u>支出決定のとき</u>	<u>支出しようとする額</u>	<u>雇入決議書、支給調書</u>	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
旅費	<省略>	<省略>	請求書、出張命令書、 <u>支給調書</u>		旅費	<省略>	<省略>	請求書、出張命令書	
<省略>					<省略>				

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。